

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和元年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	令和元年11月19日（火）午後3時30分～午後4時10分
開 催 場 所	武蔵村山市役所3階 301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：有吉委員長、堀内副委員長、中村委員、五十嵐委員、村山委員、井口委員、榎戸委員、岩瀬委員、羽鳥委員、藤田委員、佐藤委員 欠席者：水野委員、吉田委員、小山委員、吉野委員 事務局：教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課主事、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	1 給食費改定の検討について 2 学校給食におけるアレルギーの対応について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：給食費改定の検討について 引き続き、慎重に検討を進めていく。 議題2：学校給食におけるアレルギーの対応について 引き続き、慎重に事務を進めていく。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめ。)	(委員長) それでは、ただいまから、令和元年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員は私を含めまして11人で、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを御報告いたします。 それでは、議題1「給食費改定の検討について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。 (事務局) それでは、議題1 学校給食費の改定の検討について 説明させていただきます。 第1回の給食運営委員会で、学校給食費の改定の考え方について報告させていただきましたが、その後、適切な改定額等について検討を進めてまいりましたので、これらにつきまして御説明させていただきます。 まず、資料1を御覧ください。武蔵村山市における学校給食費の推移でございます。 昭和56年度からお示しさせていただいておりますが、平成16年度までは月定額方式で年間11回収納しており年額は昭和56年度が小学校低学年28,600円、単価160.67円、小学校高学年20,800円、単価173.03円、中学校35,200円、単価197.75円であり、昭和63年及び平成12年に給食費の改定を実施し、小学校低学年35,200円、単価200円、小学校中学年37,400円、単価212.5円、小学校高学年39,600円、単価225円、中学校

44,000 円、単価 250 円でした。

また、平成 9 年度から 16 年度までは小学校 1 年生は年間 160 食で給食費は 5 月分からの年 10 回の収納、中学 3 年生は年間 164 食で 3 月分給食費で 12 食分を減額して収納しておりました。

昭和 63 年と平成 12 年の改定については資料が確認できていないため推測ではありますが、昭和 63 年の改定は平成元年 4 月の消費税導入を見込んでのもの、平成 12 年の改定は飲用牛乳に対する国の補助が 3.1 円から 0.45 円に減額されたことを受けてのものと考えられます。

また、平成 9 年の消費税増税、3%から 5%に対しては給食費の改定は行っておりません。

平成 17 年に現行と同じ給食日数に増やしたのを契機に月定額から 1 食単価喫食数計算に変更し 3 月分で調整を行うことといたしました。

1 食単価については平成 16 年度までと同額として年額はそれぞれ小学 1 年 35,400 円、小学 2 年 37,200 円、小学校中学年 39,525 円、小学校高学年 41,850 円、中学 1・2 年 45,500 円、中学 3 年 42,750 円といたしました。

その後飲用牛乳の市補助の減額及び廃止を受けて、平成 20 年度及び 21 年度に児童生徒の給食費単価にそれぞれ 4 円ずつの値上げを実施しております。

飲用牛乳の市補助については平成 9 年度から市職員への補助廃止、平成 19 年度から教職員への補助廃止とした経過もございます。

平成 26 年 4 月からの消費税が 5%から 8%に増税されたことに伴い給食費単価を平均 2.8%の引き上げを行い現在に至っております。

給食費はそれぞれ小学 1 年 37,878 円、単価 214 円、小学 2 年 39,804 円、単価 214 円、小学校中学年 42,222 円、単価 227 円、小学校高学年 44,547 円、単価 239.5 円、中学 1・2 年 48,495 円、単価 265 円、中学 3 年 47,700 円、単価 265 円となっております。

それぞれの 1 食単価のみを抜粋したものが No.2 でございます。

平成 12 年度以降は飲用牛乳の市補助廃止に伴う 8 円の増額及び消費税増税に伴い平均 2.8%の引き上げを行っておりますが、平成 12 年度から 19 年間給食費の 1 食単価は実質的には据え置いている状況でございます。

次に No.3 を御覧ください。牛乳価格の推移を平成 11 年度からまとめたものでございます。飲用牛乳の単価については、平成 12 年は 37.41 円だったのに対し平成 31 年は 51.09 円で 13.68 円値上げされております。

国の飲用牛乳に対する補助について平成 11 年度は 1 本 3.1 円、一人当たり年間約 545 円だったものが平成 12 年度は 1 本 0.45 円、一人当たり年間約 80 円となり、平成 31 年度は 6 銭であり一人当たり年間 10 円余りの補助に過ぎません。

保護者負担額は、平成12年度の28.96円から平成31年度の51.03円となり市の補助金8円の廃止もあり22.07円増えております。

続いてNo.4①を御覧ください。これは本年5月の基本人員を基礎として平成12年度、21年度及び今年度の食材料と牛乳代を比較したものでございます。

平成12年の飲用牛乳を除く1食の食材料は低学年の171.04円から中学生の221.04円でしたが、今年度では低学年の162.97円から中学生の213.97円となっており、飲用牛乳価格の上昇により食材費が圧迫されている状況にございます。

No.4②を御覧ください。平成31年度の基本人員を基に平成12年と平成31年の調定額で比較いたしますと、給食費の年間総額は約1,800万円の増となりますが、牛乳の支払額が約2,700万円増え、牛乳以外の食材料費は約920万円の減となります。

給食費への牛乳が占める割合が平成12年の12.81%から今年度は21.21%へ増加している状況であります。

続いてNo.5を御覧ください。物価上昇率については平成12年を100として平成30年は102.15と2.15ポイント上昇しております。

平成12年の牛乳を除く1食単価を基に物価上昇率を乗じて算出した1食単価は、資料5の下表のとおりでそれぞれ12円弱下回っており、食材料費として使える給食費が物価の面からも圧迫されております。

また、牛乳の価格の状況ですが、農林水産省の調査によると平成30年度は生乳及び牛乳の生産量は増えておりますが、牛乳単価は値上げされているため、今後も飲用牛乳の価格は上昇すると考えられ、より一層食材料費を圧迫していくものと予想されます。

令和元年10月の消費税増税については、食材は軽減税率により従来と税率は変わりませんが、酒類及び小学校の炊飯委託は10%となっております。

以上、給食費の経緯及び現状を踏まえますと、平成12年から給食費は実質据え置き、飲用牛乳の値上がりや物価の上昇による食材料費の減少にも栄養士の創意工夫で献立を作成してきましたが、その工夫による献立作成も限界にきており、今後も安全・安心でおいしい給食を提供するため給食費の値上げは避けられない状況にございます。

そこで給食費を改定するにあたって、基にする単価を実質的な基礎となっている平成12年度の1食単価を基礎として値上げの根拠とする物価上昇率及び飲用牛乳の値上げ分を加味したもので試算、検討を行いました。

No.6を御覧ください。1食単価をそれぞれ計算したものととなります。

計算式としましては、平成12年度の1食単価に物価上昇率の1.0215を乗じ、牛乳単価の上昇分22.07円を足した数字に、消費税の上昇分1.028

を乗じたものがそれぞれの1食単価となり、給食費1食単価で小学校低学年は現行の214円から233円、中学年は227円から246円、高学年及び小学校の教職員は239.5円から259円、中学校は265円から285円となります。

1食単価の値上げは19円から20円で、平均の値上げ率は8.1%でございます。昭和63年及び平成12年の値上げを行った時も1食単価の値上げは約20円でありました。

No.7では、1食単価及び年額を現行の給食費との比較をお示ししてございます。

No.8では、調定額を基にした給食費全体の額に関する試算をお示ししてございます。

この試算の結果、調定額で児童生徒と教職員で約3億1,900万円、その他に数字はお示ししてございませんが、講師等で約750万円の給食費が見込まれます。

調定額の総額では約3億2,700万円となり、平成30年度の決算額約3億400万円と比較して、約2,300万円の増額となる見通しでございます。

先ほども申し上げましたが、飲用牛乳の値上がりや物価の上昇による食材料費が少なくなるなか、栄養士の創意工夫で献立を作成してきましたが、その工夫による献立作成も限界にきており、今後も、安全安心でより良い学校給食の提供のため給食費の改定を行う必要があると考えているところでございます。

雑駁ですが、給食費の改定に関する説明は以上でございます。

(委員長) これで説明が終わりました。これより、御意見、御質問を頂きたいと思っております。

御意見、御質問のある方は挙手をし、私から指名されましたら、お名前をおっしゃって、発言をお願いいたします。

御意見、御質問はございませんか。

ないようなので、これにて質疑を終結いたします。

給食費の改定については、事務局で、今後も引き続き慎重に検討を進めるようお願いいたします。

それでは、これをもって「給食費改定の検討について」を終結いたします。

それでは次に、議題2「学校給食におけるアレルギー対応について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) 現在、給食センターでは、小中学校ともに対応できる設備が整っていないことから、アレルギー対応食の提供は行っておりません。

その一方で、現在、老朽化しております小学校の給食センターに替わる

施設として整備を予定しております「武蔵村山市防災食育センター」の稼働予定が、現時点では令和7年度となっているところですが、その新しい施設におけるアレルギー対応に関しまして、大まかな対応方針を定めましたので、御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

この資料は、「学校給食におけるアレルギー対応について」ということで、今後の対応方針について9月11日付で市長決裁を受けた文書の抜粋となります。

まず、「1最近の国の動き」でございますが、近年の主な文部科学省の動きを記載しております。調布市での、給食後、アナフィラキシーショックの疑いで児童が亡くなった事故を受けまして、学校給食における食物アレルギー対応に関する検討が進められ、医師や学校関係者で構成される「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」での検討結果の報告を受けて、平成26年3月26日付文部科学省スポーツ・青少年局長通知が各自治体などに発出されました。

この通知の中で各市区町村教育委員会に対しては、施設整備を含めたアレルギー対応の充実に向けた取り組みが求められております。

次に「2多摩地区各自治体のアレルギー対応状況」でございますが、本年7月から8月にかけて、多摩地区で共同調理場を設置している市町村を対象にアレルギー対応食の実施状況について調査を行いました。

なお、アレルギー対応食には、除去食と代替食がありまして、この説明につきましましては、2ページに注意書きがございますので、そちらを御覧ください。

2ページの注1「除去食」でございますが、「調理の過程で特定の原材料を加えない、または除いた給食を提供するもの。」となります。

例えばクリームシチューを給食として提供する場合に、牛乳などの乳製品が含まれておりますので、ここから乳製品を除いて、ポトフのようなスープとして調理すると、これがアレルゲンの乳を除いた除去食となります。

次に注2の「代替食」につきましましては、「除去した食材の代わりとなる食材を加えたり、調理法を変える等して、完全な献立を提供するもの。」となりまして、例えば、先程のクリームシチューから牛乳などを除いた上で、更に代わりとなる豆乳などを加えたクリームシチューとして提供すると、これがアレルゲンの乳に対応した代替食となります。

それでは、多摩地区各共同調理場の調査結果につきましまして、別表1を御覧ください。

こちらの一覧で除去食又は代替食の対応を行っている施設の欄には丸印、対応していない施設にはバツ印が記載されております。

この調査で多摩地区共同調理場全27施設中、10の施設で除去食又は代

替食の対応を行っていることが分かりました。

そして、開設年度との関係を見てみますと、アレルギー対応をしていない施設は、ほとんどが築40年から50年の古い施設となっております。

一方で、アレルギー対応を行っている施設は、武蔵野市や昭島市などの様に、一部古い施設でも設備条件が整っていたことにより対応しているケースもありますが、ほとんどが比較的新しく設置された施設であるという状況でございました。

この結果から、各自治体ともに古い施設で従来から設備が整っていない場合には、リスクを避け、無理な対応を行うことはせず、新たに施設を整備する際に、アレルギー対応の調理室を整備して必要なアレルギー対応を図っている状況であることが分かりました。

「3本市の学校給食におけるアレルギー対応の現状」について御説明いたします。

先程申し上げましたとおり、現在、給食センターでは、小中学校ともに対応できる設備が整っていないことから、アレルギー対応食の提供等は行っておりません。

そこで、現在行っている対応といたしましては、保護者からの申請に基づき、アレルギー対応が必要な御家庭に対して「アレルギー対象食品使用献立一覧表」の配布を行っております。

対象となる御家庭では、この「アレルギー対象食品使用献立一覧表」に基づき、当該児童生徒が食べてよいもの、食べてはいけないものを御確認いただき、個々にお弁当持参などの必要な対応を行って頂いております。

また、医師の診断により、全く給食を喫食できない児童生徒につきましては、牛乳又は牛乳以外の給食、又はその両方の減額区分によりまして、給食を停止し、その分の給食費を減額しております。

それでは、別表2を御覧ください。本年度1学期終了時点の各小中学校の食物アレルギー対象者数、該当するアレルゲン及び給食費減額対象者数の一覧となっております。

この表の一番左側の「アレルギー人数」の列を御覧いただきますと、アレルギー対象の児童が91人、生徒が31人となっております。

また、次の「乳」から右から3列目の「その他」までが、アレルゲン毎の内訳で、一番右の「減額」の列は、「牛乳以外の給食」又は「牛乳」の減額対象者の人数となっております。

なお、アレルゲンの内訳は、複数のアレルギーがある方もいらっしゃいますので、合計すると対象者数を上回る数値となりますので御了承願います。

続きまして資料3ページ「4今後の学校給食におけるアレルギー対応について」でございませう。

現状の学校給食調理施設におきましては、アレルギー対応食を安全に調理できる設備がございませんので、従来どおりアレルギー献立の配布などの対応を行っていくものといたします。

しかし、今後小学校の共同調理を行う施設として、令和7年度の開設を予定しております「防災食育センター」については、これから整備していく施設で、先程の国の通知の主旨や多摩地区で新設された共同調理場では全てアレルギー対応の調理室が整備されている状況であることも踏まえ、本市においても対応できる調理室を整備することと致します。

また、実際にこのアレルギー対応食を提供するにあたり、今後、近隣の先進自治体の状況等について情報収集させていただいた上で、具体的に検討を進め、令和4年度頃を目途に運用方針を定める予定としております。

その後は、各学校との連絡調整や、稼働が近づきましたら、アレルギー対象児童の状況などを把握し、安全に実施できる範囲に限りまして除去食又は代替食のアレルギー対応食の提供を実施することとしております。

以上が本市のアレルギー対応食に関しての今後の方向性として決定したものととなります。

事務局からの説明は以上となります。

これにつきまして、皆様から御意見等いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(委員長) これで説明が終わりました。これより、御意見、御質問を頂きたいと思っております。

御意見、御質問のある方は挙手をし、私から指名されましたら、お名前をおっしゃって、発言をお願いいたします。

御意見、御質問はございませんか。

(委員) 別表の2についてその他とありますが、具体的な食材はなんのでしょうか。

(事務局) こちらは、宗教上の理由にて食べられない豚肉と牛乳等です。

(委員) 一味、七味は、入っていませんか。

(事務局) 確認し、改めて回答いたします。

(委員) 質問の主旨は、小学校の時からアレルギーを起こす食物ばかりの児童が中学進級時の面接で、食物除去や主食の持参等、随分と苦労しているようです。例えば、『一味唐辛子だったら食べられるのに、七味唐辛子を使用しているので食べられなかったりしている。』という話を聞いたのですが、今後は、食物アレルギーの食材の除去を考慮した献立やパンの小麦粉を米粉に変えるなど、食物アレルギーだらけの児童のために献立に工夫を考えてはいただけないでしょうか。

(事務局) 小麦粉の代わりに米粉を使用することは、金額と厨房の施設の問題があるので現在としては利用できていない状況ですが、検討する課

題ではあると栄養士としても思っていますので、一人でも多くの児童に給食を食べてもらえるよう今後も考えていきたいと思っています。

(委員) 小学校のアレルギー対応については、新しいセンターができることによって改善されるお話で分かりましたが、中学校の方は、どういった見通しがあるのでしょうか。

(事務局) 現在の委託業務においては、次期の契約も含めてアレルギー対応の仕様となっておりますが、その次の契約時には仕様に入れていくことも検討していかなければいけないと考えております。

(委員) 小学校の方でアレルギーの対応がなされると、中学校での対応も保護者から意見が出てくると懸念されるので、今後の検討をお願いします。

(委員長) ほかに御意見、御質問はありませんか。

ないようなので、これにて質疑を終結いたします。

本日各委員から出された御意見等を踏まえたうえで、アレルギーの対応については、引き続き慎重に事務を進めるようお願いいたします。

それでは、これをもって「学校給食におけるアレルギー対応について」を終結いたします。

続いて、議題3の「その他」ですが、委員の皆様から、この際取り上げておきたいというような事項は、何かございますでしょうか。

事務局からは、何かありますか。

(事務局) それでは、事務局より冒頭お話いたしました「中学校学校給食調理等業務委託業者の決定について」御報告をさせていただきます。

中学校学校給食調理等業務委託業者につきまして、来年度以降も引き続き、現在の受託業者であるハーベストネクスト株式会社決定致しましたので、これについての御報告となります。

それでは、資料3を御覧ください。

現在、中学校給食につきましては、決算の際にも御説明いたしましたとおり、民設民営方式で、委託業者に調理などの業務を委託しているところでございます。

この業務委託につきましては、平成22年度から実施しておりまして、第1期目の最初の業者選定に際しては、公募型プロポーザル方式で3社程度の応募業者の中から総合的に最も優れた業者を選定し、その業者と5年間の契約を締結いたしました。この5年後、2期目の契約に際しては、安定的に問題なく中学校の給食業務を行っております同委託業者から、非公募で受託希望申請を受け、審査委員会で総合的に審査した上で選定し、平成27年度から5年間、2期目の契約を締結いたしました。

そして現在令和元年度は、この2期目の最終年度となっております、先月10月に、前回と同様、非公募での審査委員会による審査を行い、現



在の事業者を選定し、先週、15日の金曜日に教育委員会定例会での議決により、改めて新年度以降の委託業者として決定したところでございます。

このことから、委託業者でありますハーベストネクスト株式会社と令和2年度から6年度までの5年間の契約を引き続き締結する予定となっております。

次に、審査委員会でも資料とさせていただきました「中学校給食に関するアンケート調査集計結果」について御報告いたします。

資料4を御覧ください。

このアンケート調査につきましては、現在の受託業者の状況を検証するために、本年6月に実施したものとなります。

また、平成23年度にも同様のアンケート調査をおこなっておりますので、その前回調査と比較する形で調査結果の分析をしております。

この資料4の2ページから8ページまでが、質問に対する回答結果で、生徒、教職員別で、前回と今回の調査結果を比較しております。

その結果、生徒に関しては全ての項目で、ポジティブな回答が増え、ネガティブな回答が減っている結果となっております。

例えば2ページの設問で申し上げますと、「給食の味付けはいかがですか」の問いに対して「ちょうどよい」の生徒の回答率が前回79%から今回85%に増えているのに対して、「濃い」及び「薄い」の否定的な回答率の合計は減っており、全ての設問でこのような結果となっております。

一方、教職員に関しましても、生徒とほぼ同様の結果となっております。

次に、9ページは、自由意見欄に記載していただいた結果についてでございますが、様々な御意見を御記入いただいておりますので、関係者で供覧し、今後の業務改善のための資料にすることとしております。

この自由意見の内容につきましては、11ページ以降の別紙に記載しておりますので、のちほど御参照ください。

私からの御報告は以上となります。

(委員長) これで事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質問のある方は挙手をし、私から指名されましたら、お名前をおっしゃって、発言をお願いいたします。

御質問はございませんか。

御質問がないようでございますので、これをもって「中学校学校給食調理等業務委託業者の決定について」の報告を終結し、議題3「その他」につきましても終結とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の予定はすべて終了いたしました。

最後に皆様から何かございますでしょうか。

(事務局) それでは、最後に恐れ入ります。

	<p>次回の会議予定について、御連絡させていただきます。</p> <p>第3回学校給食運営委員会につきましては、年明けの令和2年2月18日火曜日、午後3時30分から、市役所の4階となります401大集会室において開催を予定しておりますので御予定をお願いいたします。</p> <p>(委員長) 本日の委員会は、これにて閉会いたします。</p> <p>御協力、大変ありがとうございました。</p>

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公開</p> <p><input type="checkbox"/> 一部公開</p> <p><input type="checkbox"/> 非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>( )</p>	<p>傍聴者： 0 人</p>
-------------------------	--	-----------------

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等： )</p> <p><input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等： )</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>教育部 学校給食課 (電話：560-2597)</p>
--------------	--------------------------------

(日本工業規格A列4番)